

平成三十年  
四月

# 大分県報目録

(第二九七一号から第二九七八号まで)

番号	件名	発行日	県報番号
	○教育委規則		
四	大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正	一	号外(四九)
	○人事委規則		
一〇	職員の給与の支給等に関する規則の一部改正	一	号外(五一)
一一	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	〃	〃
一二	大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	〃	〃
	○告示		
二六七	大分県情報センター等設置運営要綱の一部改正	一	号外(五二)
二六八	包括外部監査契約の締結	〃	号外(五三)
二六九	自動車税に係る徴収金の収納事務の委託	〃	〃
二七〇	大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	〃	〃
二七一	大分県林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	〃	〃
二七二	大分県沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	〃	〃
二七三	地方卸売市場の廃止の許可	三	二九七一
二七四	〃	〃	〃
二七五	地方卸売市場における卸売業務廃止の届出	〃	〃
二七六	〃	〃	〃
二七七	地方卸売市場の開設の許可	〃	〃
二七八	卸売業務の許可	〃	〃
二七九	県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧	〃	〃
二八〇	〃	〃	〃
二八一	〃	〃	〃
二八二	林業種苗法による生産事業者の登録	〃	〃
二八三	建築基準法による道路位置の指定	〃	〃
二八四	身体障害者福祉法による医師の指定	六	二九七二
二八五	道路区域の変更	〃	〃
二八六	道路の供用開始	〃	〃
二八七	救急病院等の認定	一〇	二九七三
二八八	生活保護法等による医療機関の指定	〃	〃
二八九	生活保護法等による指定医療機関の名称変更	〃	〃
二九〇	生活保護法等による指定医療機関の休止	〃	〃
二九一	生活保護法等による指定医療機関の廃止	〃	〃
二九二	青少年に有害な興行の指定	〃	〃
二九三	大規模小売店舗に係る公示	〃	〃
二九四	地籍調査の成果の認証	〃	〃
二九五	道路区域の変更	〃	〃
二九六	〃	〃	〃
二九七	道路の供用開始	〃	〃

二九八	都市計画事業の事業計画の認可	〃	〃
二九九	生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定	一三	二九七四
三〇〇	生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定	〃	〃
三〇一	生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の施術所の名称及び所在地の変更	〃	〃
三〇二	大規模小売店舗に係る公示	〃	〃
三〇三	指定予定保安林	〃	〃
三〇四	〃	〃	〃
三〇五	道路区域の変更	〃	〃
三〇六	大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務の委託	一七	二九七五
三〇七	特定非営利活動法人の定款変更認証申請	二〇	二九七六
三〇八	瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	〃	〃
三〇九	特定第二号漁業者の共済義務加入にかかる同意成立	〃	〃
三一〇	道路区域の変更	〃	〃
三一〇	生活保護法等による医療機関の指定	二四	二九七七
三一〇	地籍調査の成果の認証	〃	〃
三一三	指定予定保安林	〃	〃
三一四	道路区域の変更	〃	〃
三一五	大規模小売店舗に係る公示	二七	二九七八
三一六	建築基準法による道路位置の指定	〃	〃
<b>○選管委告示</b>			
五	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）についてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、	三	二九七一
<b>○公安委告示</b>			
一四	政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	〃	〃
一三	政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出の受理及び公表	〃	〃
一二	政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	〃	〃
一一	政治資金規正法による政治団体の解散の届出の受理及び公表	〃	〃
一〇	政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	〃	〃
九	政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	二七	二九七八
八	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）についてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合についてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	二〇	二九七六
七	病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正	〃	〃
六	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）についてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合についてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	一三	二九七四

二九 大分県公安委員会情報公開等窓口設置運営要綱の一部改正  
 一 号外(五二)  
 三八 少年指導委員の委嘱  
 二〇 二九七六

○警察本部告示

九 大分県警察本部情報公開等窓口設置運営要綱の一部改正  
 一 号外(五二)

○労働委告示

二 大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示の一部改正  
 二四 二九七七

○病院局告示

三 大分県病院事業に係る料金条例の規定により病院局長が定める診療料の額の一部改正  
 六 二九七二

○教育委訓令甲

四九 大分県立学校事務決裁規程の一部改正  
 一 号外(四九)  
 五〇 大分県教育庁事務決裁規程の一部改正  
 〃 号外(五〇)

○公告

基本測量の終了  
 三 二九七一  
 競争入札参加者の資格に関する公示  
 〃 〃  
 一般競争入札の実施  
 〃 〃  
 土地改良区の役員の退任  
 六 二九七二

公共測量の実施  
 〃 〃  
 競争入札参加者の資格に関する公示  
 〃 〃  
 一般競争入札の実施  
 〃 〃

基本測量の実施  
 一〇 二九七三  
 公共測量の終了  
 〃 〃

土地改良区の役員の退任  
 一三 二九七四  
 一七 二九七五

平成三十年大分県職員採用上級試験及び医療免許資格  
 職試験I公告  
 二〇 二九七六

競争入札参加者の資格に関する公示  
 〃 〃  
 一般競争入札の実施  
 〃 〃  
 所在不明者に対する保安林指定通知の掲示  
 〃 〃

競争入札参加者の資格に関する公示  
 二四 二九七七  
 一般競争入札の実施  
 〃 〃

基本測量の実施  
 〃 〃  
 基本測量の終了  
 〃 〃

競争入札参加者の資格に関する公示  
 二七 二九七八  
 一般競争入札の実施  
 〃 〃

○正 誤

平成十四年三月二十九日付け大分県報号外(二六)に記載の大分県条例第八号(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)中の訂正  
 三 二九七一

平成三十年三月八日付け大分県報号外(一四)に記載の大分県条例第二号(職員の退職手当に関する条例等の一部改正)中の訂正  
 一七 二九七五